

駐車場法施行令の一部を改正する政令

内閣は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第二項を次のように改める。

自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる道路又はその部分に設けてはならない。

- 一 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分
- 二 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から五メートル以内の道路の部分
- 三 小学校、盲学校、聾^{ろう}学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当

該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）

四 橋

五 幅員が六メートル未満の道路

六 縦断勾配が十パーセントを超える道路

2 前項の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分（当該道路又はその部分以外の同項各号に掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。）に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

一 前項第一号に掲げる道路の部分のうち、次に掲げるもの

イ 交差点の側端又はそこから五メートル以内の道路の部分

ロ トンネル

二 橋

第七条第三項中「あらかじめ、」の下に「自動車の出口又は入口を同項第一号イに掲げる道路の部分に設ける場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、その他の場合にあつては」を加え、同条第四項中「少い」を「少ない」に改め、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。

第七条第七項中「附近」を「付近」に改め、同条第八項中「前四項」を「第四項から前項まで」に、「附近」を「付近」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

駐車場の整備を促進するため、路外駐車場の出口及び入口に係る構造の基準を緩和する必要があるからである。